

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	奈良県吉野町

吉野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 吉野町暮らし環境整備課 農林振興室
所 在 地 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1
電 話 番 号 0 7 4 6 - 3 2 - 3 0 8 1
F A X 番 号 0 7 4 6 - 3 2 - 8 8 5 5
メールアドレス nourin1@town.yoshino.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	奈良県吉野郡吉野町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	水稲・野菜・いも類	799	120
ニホンジカ	水稲・野菜・豆類	2,000	211
ニホンザル	野菜・果樹・豆類	46	1.2
アライグマ	果樹	20	2
合 計	5品目	2,865	334.2

(2) 被害の傾向

全般

吉野町は、山林面積が78.72km²で山深い地形であり鳥獣の生息数が多いと予想される。山際等に出没することが多くなり農作物の被害等は減少していない。

○イノシシ

吉野町内のほぼ全域の山林に生息し、年間を通じて圃場への侵入や踏み荒らしを行うほか、収穫時期の水稲・野菜・芋類に対する食害が発生している。また、3月から4月にかけて竹林でのタケノコ食害が顕著である。

○ニホンジカ

吉野町内のほぼ全域の山林に生息し、年間を通じて圃場への侵入がある。特に、田植え直後と収穫時期にかかる水稲の食害が顕著であるほか、小規模農地での被害も増加している。また、植栽したスギ・ヒノキ苗の新芽の食害、成木の皮剥ぎなど林業への被害は減少しているが、夜間に車両と接触する等の事故が多発し、生活への影響もでている。

○ニホンザル

近年町内において群れによる出没が増えてきており、野菜や果樹被害のみでなく、生活環境にも甚大な影響を及ぼしている。又、群れからはぐれ

た個体による被害も見受けられる。今後も放任果樹の除去等の対策を継続する他、捕獲活動及び追い払いを実施する必要がある。 ○アライグマ 吉野町内の河川等の周辺に生息し、果樹への食害が見られる。民家等の屋根裏での生息も確認されていたが減少している。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額(千円)	2, 8 6 5	2, 5 7 8
被害面積(a)	3 3 4. 2	3 0 0
被害地区数	1 8 地区	1 6 地区

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲許可による有害鳥獣捕獲を鳥獣被害対策実施隊に委託して実施。 町内を5つの旧町村単位で対策協議会を組織し、被害情報を集約化した。 ○イノシシ 鳥獣被害対策実施隊(銃隊・罠隊)に委託して、銃器による捕獲と、当町協議会で保有している30基の檻の内12基の管理を罠隊に委託し捕獲を行った。 ○ニホンジカ 鳥獣被害対策実施隊(銃隊・罠隊)に委託して、銃器による捕獲と、当町協議会で保有している30基の檻の内13基の管理を罠隊に委託し捕獲を行った。 ○ニホンザル 野菜や果樹被害など甚大な被害が発生している地域に動物用動物駆逐用煙火等を提供し追い払いを行った。又、当町協議会で保有している捕獲檻を設置した。 ○アライグマ 本町協議会にて、捕獲檻80基体制で捕獲	猟友会会員の高齢化により、捕獲圧の低下が進み、有害鳥獣の増加が危惧される。捕獲圧高めるために、猟友会への入会を条件とした、新規狩猟免許取得者に補助金を支出し、若返りを図っているが希望者が少なく、なおも捕獲圧低下の問題が残る。 捕獲檻においては、地元の要望に応え設置している。同じ設置箇所では獣が危険であるという学習能力があり寄りつかないため、設置場所の変更や、餌付けに工夫が必要となる。

	の強化を行った。 【アライグマ防除計画の策定】 (農林水産省 22 近生第 310 号(産)環近地 野許第 110328011 号の確認済み)	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	旧町村単位で組織した鳥獣被害防止対策協議会が被害の現地調査を行い、効率的な設置計画の下、圃場の周囲や圃場周辺の山裾へ侵入防止柵を設置した。又、中山間地域等直接支払制度を活用して侵入防護柵の設置を行った。	鳥獣被害協議会が効果的に被害軽減できるように侵入防止柵の設置を行っているが少子高齢化により地域間の取組みに差があり、一体となつての有害鳥獣対策を講じていくのが難しくなっている。 又、設置してきた防護柵の劣化が見受けられるようになり、その対策が必要となつてきている。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害の軽減を図るため、「有害鳥獣捕獲」「被害防除」「生活環境管理」を重要課題と定め総合的に対策を行う必要がある。 ① 有害鳥獣捕獲 ・出没が頻発する地域や被害が甚大な地域からの情報により、銃器と箱罠を用いた捕獲活動を進め、イノシシ、ニホンジカの軽減を強化する。又、ニホンザルについては住民による追払いを強化する。 ・鳥獣被害対策実施隊の高齢化等を考慮し、新規の狩猟免許取得の推進を今後も継続する。 ・報奨金や出勤経費を出し、銃器を用いた捕獲活動を進め、イノシシ、ニホンジカ被害の軽減を強化する。 ② 被害防除 ・協議会を中心に侵入防止柵の整備に関する取組、追払い活動を今後も行う。 ・効果的な防護柵設置方法の周知を継続する。 ・協議会を中心に集落の農地全体を電気柵や金網柵等で囲う、効率的な防除施設の設置を継続する。 ③ 生息環境管理 ・放任果樹除去の重要性について周知を継続する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は、猟友会吉野支部員の中から被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を隊員に任命する。令和4年度における隊員数は20名であり、銃隊と罠隊を選出し当町との情報を密にした上で、被害圃場に出没する有害鳥獣の生息場所分析を行い、迅速且つ効率的に捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンジカ	出没が頻発する地域や、被害が甚大な地域に、要望により捕獲檻の設置を行い、効率的な捕獲を実施する。又、旧町村単位で組織している協議会に、侵入防止柵の購入補助金を支出する。鳥獣被害対策実施隊の増員を実施し捕獲活動を強化する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ 産子数が多いことで個体数の変動が大きく、野外調査では生息密度の把握が困難である。しかし、圃場や集落付近に生息・出没する個体を対象に捕獲を強化することで、被害軽減効果が見込まれる。また、近年の捕獲実績と被害状況の相関性を鑑み、捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。
○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画－第7次－を勘案して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。
○ニホンザル 近年の出没報告数を勘案し、捕獲檻の設置。
○アライグマ アライグマ防除実施計画に基づき、近年の捕獲数と被害状況を勘案し、出没形跡があれば捕獲檻を設置する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

イノシシ	70	70	70
ニホンジカ	150	150	150
ニホンザル	20	20	20
アライグマ	40	40	40

捕獲等の取組内容
○イノシシ 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画－第5次－に基づき、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を行う。捕獲手段として、主に銃器(ライフル銃・散弾銃)とし、被害届等の報告に基づき被害多発地域を重点化し、加害個体を優先的に捕獲することで被害軽減を目指す。また、侵入防止柵設置箇所へ捕獲檻等を設置し、捕獲活動を推進・捕獲目標数を達成する。捕獲実施時期は、年間を通じて設定する。 ○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画－第7次－に基づき、鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を行う。捕獲手段として、主に銃器(ライフル銃・散弾銃)とし、被害届等の報告に基づき被害多発地域を重点化し、加害個体を優先的に捕獲することで被害軽減を目指す。また、侵入防護柵設置箇所へ捕獲檻等を設置し、捕獲活動を推進・捕獲目標数を達成する。捕獲実施時期は、年間を通じて設定する。 ○ニホンザル 自治会や区長の被害・苦情の届けにより、追い払いを実施するほか効果的と考えられる場所に捕獲檻等を設置しての捕獲や銃器等による捕獲を実施する。 ○アライグマ 特定外来生物であることから、吉野町アライグマ防除実施計画に基づき、箱わなを活用した捕獲を実施し、地域から可能な限り個体を排除する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
獣害被害を防止するため、各種柵の設置等を行っているが依然として被害が多発していることから、有効射程距離が長く、遠くの目標に正確に当てることが可能なライフル銃を使用することで、より効果的に捕獲を行う。また本町は木の産地であり、さくらの名所でもあることから、ライフル以外の散弾銃を使用した場合、沢山の立木や苗木に傷を付けてしまう。そのため、散弾銃よりライフル銃を使用している。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防護柵 (電気柵・メッシュ柵等材料支給) 2,000m	侵入防護柵 1,000m	侵入防護柵 1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和6年度～令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	旧町村単位で組織した地区鳥獣被害防止対策協議会が設置してきた整備済み防護柵等の適正な維持管理費用補助金を支出する。動物駆逐用煙火等により追い払い活動を展開していく。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ	鳥獣被害対策実施隊に委託して、銃器による捕獲を行う。又、出没が頻発する地域や被害が甚大な地域で捕獲檻を使用し、効率的な捕獲を強化していく。

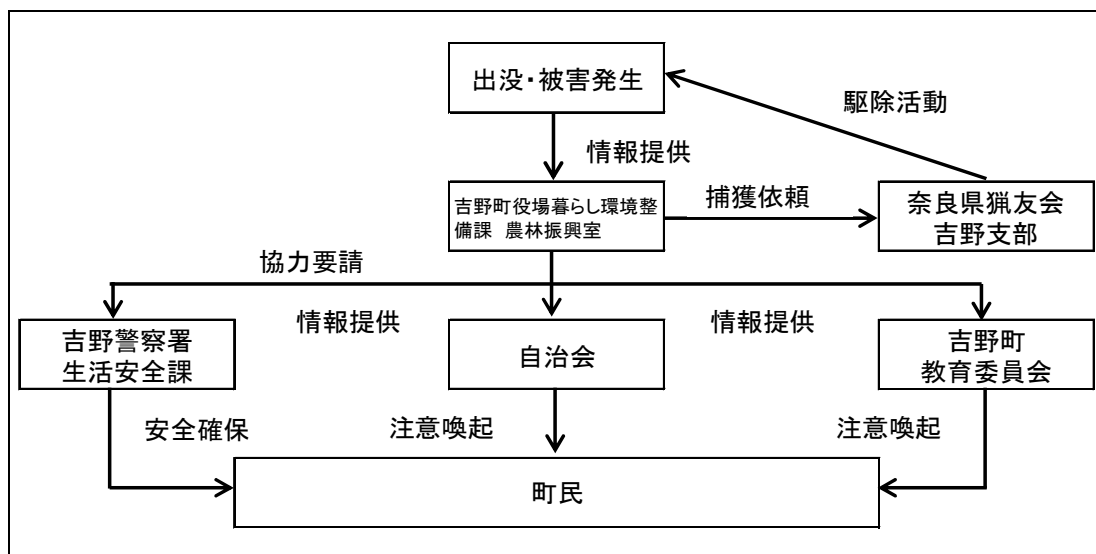
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
吉野町役場 暮らし環境整備課農林振興室	捕獲許可の交付を行うと同時に、町民への注意喚起、対策行動の統括を執る。
吉野町教育委員会	教育機関・PTA への情報提供のほか、通学時の

	安全確保を行う。
吉野警察署 生活安全課	町民への安全確保及び注意喚起、パトロールの強化を行う。
地元自治会	対象鳥獣の出没・被害状況の把握と関係機関への情報提供を行う。
吉野中央森林組合	林業従事者への作業等の自粛を周知する。
吉野町農業委員会	農作業従事者への作業等の自粛を周知する。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在、処理施設での埋設を中心に処理を行っている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状なし、利用予定なし
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
吉野町	吉野町協議会の運営 地区協議会の運営支援 被害軽減のための各種活動 専門家との調整 地元指導者の育成及び狩猟者の育成 有害鳥獣に係る情報の提供
奈良県南部農林振興事務所	有害鳥獣に係る情報の提供と助言指導
(一社) 奈良県猟友会吉野支部	鳥獣被害対策実施隊の活動 有害鳥獣捕獲・駆除の実施 狩猟技術の指導
奈良県農業協同組合 吉野営農経済センター	被害軽減のための各種活動

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
吉野警察署 生活安全課	鉄砲所持者に対する安全指導 鳥獣被害の情報提供と助言・指導
地元自治会	地域協議会による有害鳥獣に係る情報の連絡、 地元住民への協力
吉野町農業委員会	農地における鳥獣被害の情報提供
吉野中央森林組合	山林における鳥獣被害の情報提供
吉野漁業協同組合吉野支部	吉野川における鳥獣被害の情報提供
津風呂湖漁業協同組合	津風呂湖における鳥獣被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣捕獲、被害調査などの被害対策を任務とする鳥獣被害対策実施隊員は、猟友会吉野支部員の中から被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者、20名を隊員に任命した。新たに、わな猟免許取得者からなる箱罟を管理する鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲頭数を増やし農作物被害を防ぐ。今後は、関係機関等との連携を図り効果的な捕獲に取り組むとともに、実施隊員を増やしていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手・技術指導者の育成などにより、被害防止対策に係る人材の育成確保を行っていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本として対策が重要であり、地域住民が鳥獣害対策を実施していく体制づくりを目指す。合併前の旧町村単位で鳥獣害対策協議会を設立し、地域の実情に沿った被害防止の為、侵入防止柵の設置や環境整備を行い、効率的且つ効果的な被害軽減策を実施する。